

2021年度草の根技術協力事業 募集要項・新制度にかかるQ&A

JICA国内事業部 / 調達部・派遣業務部

No.	分類	スキーム	質問	回答
1	制度見直し全般	共通	2021年度の草の根技術協力事業の制度改善の概要についてとりまとめられた資料はあるか。	以下ウェブサイトに掲載の「2021年度の「草の根技術協力事業」制度改善の概要について」をご確認ください。 https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/kusanone/index.html
2	新制度の適用範囲	共通	新制度の適用範囲は、今回公示で採択される案件から適用とのことだが、2020年度以前の旧制度で採択された案件にも適用は可能か。	新制度の適用範囲は、原則2021年度採択案件から適用とお考え下さい。他方で、委託者・受託者で合意形成ができれば、旧制度で採択された案件の新制度適用は可能だと考えますが、間接経費率44%の適用は困難です。その他、個別案件の具体的な内容につき、詳細の検討が必要となると考えます。 (終了時評価表及びNGO-JICAイコールパートナーシップ振り返りシート)の廃止は、受託者の合意が得られれば旧制度で採択された案件も適用可)
3	募集要項の変更点	共通	前回の募集要項からの変更点はなにか？	以下ウェブサイトに掲載の「2021年度草の根技術協力事業(3型)募集要項 前回の募集要項からの主な改訂点」をご確認ください。 https://www.jica.go.jp/partner/kusanone/ku57pq00001yv01k-att/partner_2021_01_revision.pdf
4	募集に当たっての留意事項	共通	現在、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、国内外での水際対策等の措置の継続等もあり現地渡航が困難な状況が続いていると理解している。応募にあたっての留意事項はあるか。	新型コロナウイルスの全世界的な感染流行により、当面の間は現地への渡航及び本邦研修受入が困難な状況が続くことも予想されるため、現地の状況等によっては、採択後に事業実施方法の変更(日本からの遠隔による実施等)をご検討いただく場合もありますことをご了承ください。
5	不課税化の適用	共通	今年度募集で採択される案件より草の根技術協力事業の不課税化が適用されると理解した。この制度についての詳細はどのガイドラインを参照すればよいか。	不課税化の制度については、以下の経理ガイドライン(2021年度8月版)をご参照ください。 https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/kusanone/index.html
6	応募時の経費積算方法	共通	応募時には、どのように経費を積算すればよいのか？	応募には、ウェブサイト掲載の以下の様式にて経費を積算のうえ、ご提出ください。 ・「内訳書(事業経費概算/最終見積書/契約金額/契約金額詳細等)の「本体業務」及び「本邦研修」をご提出ください。※「本邦研修」の様式は、本邦研修受入業務が提案に含まれる場合のみ。 ・「本体契約」様式のうち、応募時には以下を除くシートをご提出願います。 【応募時には不要な様式】 ・最終見積書 ・附属書Ⅲ 契約金額内訳書 ・契約金額詳細内訳書
7	本邦研修実施契約の精算方法	共通	本邦研修実施契約の精算方法はどうか？	本邦研修実施契約の精算については、国際航空賃を除き、証拠書類に基づく精算手続きを行いません。詳細は、以下の経理処理ガイドライン(2021年度8月版)をご参照ください。 https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/kusanone/index.html
8	制度上の上限期間・上限金額	草の根パートナー型	2021年度公示より、草の根パートナー型の上限期間は5年から3年へと変更すると理解した。今年度については、経過措置として、5年間で提案でも可とのこと、審査に不利になることはあるか？また、上限金額に変更はないか。	審査で不利になることはございません。 上限金額1億円の変更はございません。
9	提案可能金額	草の根パートナー型	直近2年間の国際協力活動の支出実績の年平均額を基に、提案可能金額を設定していた制度を見直す旨、理解した。団体としてどのような点に留意して、事業規模を検討すればよいか。	提案される事業規模が、プロジェクトの現地及び日本側の体制等を踏まえ、問題なく実施監視いただけるかの観点で、案件形成をお願いします。
10	資格要件	草の根協力支援型	2021年度公示より、原則として法人格があることが応募要件と理解した。今年度については経過措置として、応募時には法人格を取得しなくても、契約までには法人格を取得すればよいとのこと、案件審査に不利になるか。	審査で不利になることはございません。 採択された場合には、法人格を取得いただいたうえで、契約手続きに入らせていただきます。
11	新間接経費率の適用	共通	新間接経費率44%(上限)は、草の根協力支援型、草の根パートナー型、地域活性化型のいずれのスキームでも適用可能か。また、本邦研修受入業務の別途契約についても、同様に適用するのか。	いずれのスキームでも適用可能です。 本邦研修受入業務が含まれる場合には、その部分については、消費税の課税対象取引として別契約を締結し、同様に間接経費率44%(上限)を適用いただくことが可能です。 但し、主契約(海外分)と、本邦研修受入業務の契約における間接経費率は同じ率を適用ください。
12	日本・途上国人材還流の取り組み	共通	日本・途上国人材還流の取り組みが含まれる場合、これら活動に係る経費は、どのように計上すべきか。	「日本・途上国人材還流の取り組み」について、経費上の個別の取扱いはありませんので、「経理ガイドライン」(2021年8月版)に基づいて計上してください。
13	途上国・日本の双方向の課題解決(日本の地域に還元する活動)	共通	途上国・日本の双方向の課題解決の取り組みが含まれる場合、これら活動に係る経費は、どのように計上すべきか。	提案時には、本邦研修受入業務と同様に積算願います。採択後、個別に契約上の扱いについて協議させていただきます。 「日本・途上国人材還流の取り組み」として、「経理ガイドライン」(2021年8月版)で対象としていない経費がどうしても必要である場合、提案に含めて頂いて結構です。当該経費については、契約交渉で取り扱いを協議させていただきます。
14	海外旅行保険の基準額の導入	共通	業務従事者の海外旅行保険の加入義務付け及び治療救済費用5,000万円以上の基準額の義務付けについて、現在、既に保険に加入している場合で、十分な補償内容ではない場合、保険の入り直しが必要か。また、補償内容はJICAにて確認するか。	採択された場合には、初回渡航までに基準額がカバーされる保険に加入しなおしていただくようお願い致します。(新間接経費44%は、これら保険料を加味して設定しております。)各業務従事者の初回渡航時に、保険証書の写しをご提出いただくこととなります。